

社会福祉法人武の輪会役員報酬及び費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人武の輪会（以下「法人」という。）の役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

（定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員をいう。

（役員の報酬）

第3条 評議員、評議員選任解任委員は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。なお、当面の間、理事及び監事に対する報酬は無報酬とする。

（費用弁償）

第4条 役員には次のとおり費用を弁償する。

- (1) 役員が理事会に出席したときは、5,000 円を費用弁償として支給する。
- (2) 役員が評議員会に出席したときは、5,000 円を費用弁償として支給する。
- (3) 監事が監査を実施したときは、5,000 円を費用弁償として支給する。
- 2 役員が、理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、費用を弁償する。
- 3 前項に定める費用弁償額は、役員の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費相当額とする。
- 4 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

日当	1 日につき 5,000 円
宿泊料	1 泊につき実費相当額（但し、10,000 円を上限とする）

（適用除外）

第5条 園の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

平成30年1月1日一部改正